

茨城県から指定を受ける介護サービス事業所 管理者 殿
(医療機関・薬局等のみなし指定事業所を含む)

茨城県福祉部長寿福祉課長

令和 8 年 6 月以降の介護職員等処遇改善加算に関する届出書の提出について (通知)

平素より、本県の高齢者福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記について下記のとおり通知しますので、内容をご確認の上、所要の手続き (届出書の提出) について、ご対応をお願いいたします。

記

1 届出書の提出が必要となる事業所

以下に該当する事業所は、「2 各項目の詳細」を確認のうえ、必ず届出書を提出してください。

	対象事業所	届出が必要となる場合
(1)	訪問看護、訪問リハビリテーション	介護職員等処遇改善加算を算定する場合 ※届出が無い場合、「加算なし」が適用
(2)	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院	介護職員等処遇改善加算「Ⅰロ」「Ⅱロ」を算定する場合 ※届出が無い場合、 現「加算Ⅰ」→「加算Ⅰイ」、 現「加算Ⅱ」→「加算Ⅱイ」が適用

■本通知の対象 (茨城県への届出が必要な事業所)

		事業所所在地		
		水戸市 他都道府県	常総市 笠間市 つくば市	左記以外の 市町村
サービス 種別	居宅サービス (みなし指定以外)			○
	居宅サービス (みなし指定)		○	○
	施設サービス		○	○
	地域密着型サービス、居宅介護支援、 総合事業			

※茨城県以外の自治体から指定を受ける事業所 (「○」が付いていない事業所) は、茨城県への届出の提出は不要です。令和 8 年 6 月から算定する加算等に係る提出書類や提出期限等については、所管の自治体にお問い合わせください。

2 各項目の詳細

(1) 介護職員等処遇改善加算【訪問看護、訪問リハビリテーション事業所向け】

- 訪問看護、訪問リハビリテーションは、令和8年度介護報酬改定により、令和8年6月から介護職員等処遇改善加算が新設されます。届出が無い場合は「1：なし」とみなされるため、加算を算定する場合は、必ず届出書を提出してください。

※処遇改善加算を算定しない事業所は、新たに届出を提出する必要はありません。

- 介護職員等処遇改善加算を算定する事業所は、毎年度「処遇改善加算計画書」を作成の上、各指定権者あて提出する必要があります。令和8年度処遇改善計画書について、茨城県では「いばらき電子申請・届出サービス」で提出を受け付けています。様式や提出期限、提出方法等の詳細については、[県ホームページ](#)をご確認ください。

(2) 介護職員等処遇改善加算【既に処遇改善加算を算定している事業所向け】

- 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院は、令和8年度介護報酬改定により、令和8年6月から介護職員等処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが追加されます。令和8年5月時点で「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」を算定している事業所は、届出が無い場合はそれぞれ「7：加算Ⅰイ」、「8：加算Ⅱイ」とみなされるため、「S：加算Ⅰロ」、「T：加算Ⅱロ」を算定する場合は、必ず届出書を提出してください。

- 令和8年5月時点で介護職員等処遇改善加算を算定している事業所は、新たな届出が無い場合は次のとおり取扱いますので、ご注意ください。

令和8年5月時点の加算区分	⇒	令和8年6月以降の取扱い (新たな届出がない場合)
加算Ⅰ		加算Ⅰイ
加算Ⅱ		加算Ⅱイ
加算Ⅲ		加算Ⅲ
加算Ⅳ		加算Ⅳ

※上記のとおり移行する事業所は、新たに届出を提出する必要はありません。

- 介護職員等処遇改善加算の算定区分は、各事業者が4月に作成し、指定権者あて提出した令和8年度処遇改善計画書に記載の区分と一致する必要があります。既に提出した計画書の修正が必要な場合は、速やかに修正後の計画書をご提出ください。

(3) その他

- (1)・(2)の「介護職員等処遇改善加算」以外に、令和8年6月から加算の算定を開始・変更等する場合は、届出書を提出してください。

3 提出書類（届出書の様式）

- ①介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
※「令和8年6月以降算定用」の様式を用いてください。
- ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
※「特記事項」の「変更前」「変更後」欄に、変更する加算の内容を記載してください。
- ③「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出に関する誓約書（別紙様式）
- ④添付書類

	届出項目	④添付書類
(1)	介護職員等処遇改善加算	なし
(2)		※処遇改善計画書は別途「いばらき電子申請・届出サービス」から提出してください。
(3)	その他	加算の種別ごとに必要な書類 ※県ホームページに掲載の「添付書類一覧」で確認してください。

■提出書類の様式は、以下のページからダウンロードしてください。（県ホームページ）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/jigyosha/kasan.html>

4 届出書の提出方法等

- 届出書は、原則として「電子申請・届出システム」からご提出ください。
・電子申請・届出システム 事業所ログインページ
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>
※「いばらき電子申請・届出サービス」とは異なりますのでご注意ください。
- やむを得ない事情により、郵送で提出する場合は、下記あて提出してください。
・郵送提出先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
茨城県福祉部長寿福祉課 介護保険指導・監査担当

■令和8年6月から算定する加算の届出提出期限

サービス種別	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護
提出期限	令和8年5月15日（金）＜必着＞	令和8年6月1日（月）＜必着＞

※提出期限を過ぎた場合、加算の算定は翌月（7月）以降になります。

茨城県福祉部長寿福祉課
介護保険指導・監査担当
TEL：029-301-3343 FAX：029-301-3348
Mail: chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp